

## 【資料3】子ども家庭福祉の認定資格の名称について

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課  
虐待防止対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 子ども家庭福祉の認定資格の名称について

- 子ども家庭福祉の認定資格の名称については、児童福祉法改正に係る議論を行った社会保障審議会において、「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」との用語を用いていたところ。
- 当該認定資格の名称について、どのような名称とすることが考えられるか。

名称案	こども家庭福祉士	こども家庭福祉ソーシャルワーカー	こども家庭相談支援専門員
他の資格の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉士</li> <li>○介護福祉士</li> <li>○精神保健福祉士</li> <li>○税理士</li> <li>○公認会計士</li> <li>○建築士</li> <li>△手話通訳士（※1）</li> <li>×臨床心理士（※2）</li> </ul> <p>（※1）厚生労働大臣が手話通訳者の知識及び技能の審査・証明事業を行う者を認定した上で、当該事業者（社会福祉法人聴力障害者情報文化センター）が資格試験の実施や登録を行っている。 （※2）日本臨床心理士資格認定協会が資格の認定を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△スクールソーシャルワーカー（※3）</li> <li>△医療ソーシャルワーカー（※4）</li> </ul> <p>（※3）文科省法令にて、スクールソーシャルワーカーは学校における支援に従事する旨規定した上で、その配置に係る予算上の支援を行っている。当該スクールソーシャルワーカーについては、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が研修や認定を実施している。 （※4）公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会が、認定医療ソーシャルワーカーの認定を実施。一方、厚生労働省からは、同省開催の検討会でとりまとめた「医療ソーシャルワーカー業務指針」の普及に関し、同省から医療ソーシャルワーカーの団体へ協力を求めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△介護支援専門員（ケアマネジャー）（※5）</li> </ul> <p>（※5）厚生労働省が定める実務経験を有し、都道府県知事が実施する研修の課程を修了し、試験に合格した場合に登録を受けることができることとしている。</p>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家資格において用いられている例が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法改正に向けて議論した社会保障審議会の報告書では、仮称として「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」とされている。</li> </ul>	

※○は業務独占又は名称独占である国家資格、△は国の関与が一定程度ある資格、×は△に該当せず、民間機関において認定等されている資格。